

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

栃木市長 大川 秀子

市町村名 (市町村コード)	栃木市 (09203)
地域名 (地域内農業集落名)	部屋地区(藤岡町部屋、新波、石川、帯刀、緑川、西前原、蛭沼、富吉、中根) <small>(緑川、新波上、中葉、田中、川岸、穂久根、道神、宇佐宮、船屋野、石川、帯刀、新波東、新波中、新波南、西前原、戸崎、富吉2区、富吉3区、富吉1区、中根志田、中根新田、中根台、中根六人内、西原、蛭沼南原、蛭沼三根、蛭沼北中、蛭沼西南)</small>
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年1月31日 (第2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地域は、60歳以上の農業者が8割弱と高齢化が進んでおり、後継者となる担い手も不足している。また、区域内の農用地等面積の7割弱が土地改良済である。

- ・獣害(特にイノシシ)や防除・除草等に悩まされている農家が多い。
- ・農業機械の更新に課題を抱えている農家が多く、その背景には資材価格の高騰など経費の負担感と低収入がある(「経費に見合う収入がない」と感じている農家が多い)。
- ・米麦などの土地利用型作物は若者へのアピールが難しく、後継者確保が難しい。
- ・補助金の種類が多く、把握が難しいと感じている。
- ・相当規模の担い手がいる地域だが、米麦が儲からないため、他地区と同様に後継者の問題が生じている。また、農作業の人手不足も生じている。

【地域の基礎的データ(2020農林業センサス)】
農業者:178人(うち60歳未満41人)、団体経営体(法人・集落営農組織等)12経営体

(2) 地域における農業の将来の在り方

担い手やその他の規模拡大志向農業者に農地の集積・集約を進める。

- ・◎農産物が高く売れ、資材高に見合った収入が得られる農業経営のため、米のブランド化や6次産業化を研究し、魅力のある農業を考える。
- ・機械や設備の共同利用。
- ・期間的な雇用体制や公的な農業法人の設置により労働負担の軽減。
- ・水利に困らない農業。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	758 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	758 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

市街化調整区域内の農地を農業上の利用が行われる区域とする。ただし、耕作の継続が難しい農地や、畑地等は今後検討とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
・地域座談会等の情報共有や情報交換できる場を定期的に開催し、地権者の理解を深めるとともに、話し合いによって農地を集約する。 ・スマート化を進め、担い手が耕作しやすい農地を整備する。
(2)農地中間管理機構の活用方針
・短期契約の導入など農家の利便性向上を働きかけていく。 ・農地マッチング専門員の配置を働きかけていく。 ・耕作放棄地についても、担い手へのマッチングをするよう働きかけていく。 ・機構集積協力金に取り組み、農地の集積を進める。
(3)基盤整備事業への取組方針
・☆地域の合意を取り付け、圃場や水利の(再)整備を進める。 ・☆基盤整備の話し合いを通して、農地の集積集約を進める。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
・◎地域で獣害対策に取り組み、担い手の耕作しやすい圃場管理を進める。 ・コンバイン等の共同利用やレンタル制度の整備を進める。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
・作業の共同化や分業化を進める。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①◎地域で協力して獣害が拡大しないよう防止柵を設置する。
⑧ライスセンターの利用料減額を働きかけていく。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

栃木市長 大川 秀子

市町村名 (市町村コード)	栃木市 (09203)
地域名 (地域内農業集落名)	赤麻地区(藤岡町赤麻、大前) <small>(東の上、東の下、東の向、中妻、悪戸、北坪、大坪、樋口、西原中、西原上、学校通、東江川、西江川、北原上、北原中、北原下、大の田、五区本郷、西南、大前向、大前本郷、国造西、国造東、上の一、上之二、小池西、小池東)</small>
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年1月31日 (第2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地域は、60歳以上の農業者が8割強と高齢化が進み、担い手が不足している。また、土地改良事業の受益地が区域内の農用地等面積の2割弱で整備が進んでおらず、畑地が多い地域である。

- ・農業機械の更新に課題を抱えている農家が多く、その背景には資材価格の高騰など経費の負担感と低収入がある(「経費に見合う収入がない」と感じている農家が多い)。
- ・水利や圃場の区画など耕作条件に不満を抱えている農家がある。
- ・草刈りを負担に感じている農家がある。
- ・経営所得安定対策の対象外となる畑地での野菜栽培に不安がある。
- ・畑作での支援が弱く、機械化が遅れていると感じている。

【地域の基礎的データ(2020農林業センサス)】
農業者:93人(うち60歳未満14人)、団体経営体(法人・集落営農組織等)1経営体

(2) 地域における農業の将来の在り方

担い手やその他の規模拡大志向農業者に農地の集積・集約を進める。

- ・区画の拡大、農地の集積・集約などによる効率化や労働負担の軽減。
- ・○地域の特産物を検討していく。
- ・中規模農家や野菜農家への補助事業拡充と要件緩和を働きかける。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	463 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	463 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

市街化調整区域内の農地を農業上の利用が行われる区域とする。ただし、耕作の継続が難しい農地や、畑地等は今後検討とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
<ul style="list-style-type: none"> ・☆農業後継者を育成し、農地の集約化を進める。 ・○ほ場整備と併せて集積・集約化を進める
(2)農地中間管理機構の活用方針
<ul style="list-style-type: none"> ・地域内で農地バンクの認知度と仕組みに対する理解度を上げ、活用率を向上させていく。 ・農地中間管理機構を活用し、集約・大区画化を図る。
(3)基盤整備事業への取組方針
<ul style="list-style-type: none"> ・○基盤整備事業の実施や再整備(区画拡大)により、効率化や労働負担の軽減。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
<p>担い手が少なく、多様な農家によって支えられている地域であるため、その中でも規模拡大意向のある経営体への支援や集積集約を進めていく。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・畑地における新たな作物を検討する。 ・小規模経営者を守るために、農機具購入などの補助事業を要望していく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
<ul style="list-style-type: none"> ・特になし

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①◎地域で協力して獣害被害が拡大しないよう防止柵を設置し、カラスの駆除を行っていく。
- ②販路(自然食の店やオーガニック関係)を拡大し、持続可能な有機農業に取り組む。
- ⑦多面的支払交付金を活用し、草刈りなどの圃場管理を行っていく。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

栃木市長 大川 秀子

市町村名 (市町村コード)	栃木市 (09203)
地域名 (地域内農業集落名)	三鴨地区(藤岡町甲、都賀、大田和、太田) <small>(本郷東、本郷西、中耕地、高取、新井本郷、新井新田、太田北、太田南、大田和東、大田和西、川沼、台沼、大谷田、東幡張、西幡張、中居)</small>
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年1月31日 (第2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地域は、60歳以上の農業者が8割弱と高齢化が進み、後継者となる担い手も少ない。また、土地改良事業の受益地が区域内の農用地等面積の3割弱であり整備が進んでいない。

- ・農業機械の更新に課題を抱えている農家が多く、その背景には資材価格の高騰など経費の負担感と低収入がある(「経費に見合う収入がない」と感じている農家が多い)。
- ・草刈りなどのほ場管理を負担に感じている農家が多い。
- ・耕作地が分散しているため、効率が上がらない。
- ・後継者が不足しており、子どもが農業に興味を持ってくれない。
- ・耕作放棄地が増え、自作地に入るのにも苦労する。

【地域の基礎的データ(2020農林業センサス)】
農業者:132人(うち60歳未満30人)、団体経営体(法人・集落営農組織等)0経営体

(2) 地域における農業の将来の在り方

担い手やその他の規模拡大志向農業者に農地の集積・集約を進め、新規就農者の育成を促進することで、地域全体の営農を継続する。

- ・土地改良による大区画化、農地の集積・集約、スマート化(水管理やドローン)などによる農作業の効率化。
- ・農産物が高く売れ、安定した収益が得られる農業経営。
- ・集落営農組織による共同作業。
- ・☆若手農家の育成。
- ・農業の公営化や、補助金の増額などを要望していく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	608 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	608 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

市街化調整区域内の農地を農業上の利用が行われる区域とする。ただし、耕作の継続が難しい農地や、畑地等は今後検討とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
<ul style="list-style-type: none"> ・☆土地改良事業(大区画化)を実施し、担い手が耕作しやすい農地を整備する。 ・地域座談会等の情報共有や情報交換できる場を定期的で開催し、話し合いによって農地を集約する。 ・休耕地管理組合などを設立し、受け手のいない農地を耕作放棄地としないよう共同で保全管理する(多面的支払交付金事業の活用など)。
(2)農地中間管理機構の活用方針
<ul style="list-style-type: none"> ・農家の利便性向上と手続きの簡素化を働きかけていく。 ・地域内で調整しながら営農集団等で活用していく。
(3)基盤整備事業への取組方針
<ul style="list-style-type: none"> ・農地中間管理機構を活用した基盤整備事業の実施。 ・地域の合意を取り付けやすい仕組みを検討する。 ・地域全体で農地を保全していくという考えから、自治会に事業への参加を促し、賦課金等の調整を行っていく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
<ul style="list-style-type: none"> ・地域外からの担い手を、手厚く支援する仕組みを検討する。 ・農作業の集団化・共同作業に取り組む。 ・農家収入増加や農産物価格向上のための方策を検討する。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
<ul style="list-style-type: none"> ・機械の共同購入を進める。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携	<input type="checkbox"/> ⑩その他
【選択した上記の取組方針】				
<p>③スマート農業を推進し、ドローンの活用や自動操縦のためのGPS基地を設置して作業の省力化を図る。また、農協などにドローンのリース業の実施を働きかける。</p> <p>⑦〇多面的支払交付金を活用し、地域で堀ざらいや草刈りなどの圃場管理を行っていく。</p> <p>⑧ライスセンターの設置を要望していく。</p>				

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

栃木市長 大川 秀子

市町村名 (市町村コード)	栃木市 (09203)
地域名 (地域内農業集落名)	藤岡地区(藤岡町藤岡) <small>(山合、堤外、通山合、荒立、向山、上町、東原、仲町、下町、新町、鹿島、高間、向高間、釜場、篠山第一、篠山第二、原、小出山、南山、城山、城南、羽黒、内町、底谷、下宮)</small>
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年1月31日 (第2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地域は、60歳以上の農業者が約8割と高齢化が進み、担い手も少ない。また、区域内の農用地等面積の5割弱が土地改良済である。

- ・農業機械の更新に課題を抱えている農家が多く、その背景には資材価格の高騰など経費の負担感と低収入がある(「経費に見合う収入がない」と感じている農家が多い)。
- ・小区画の耕作地が多く、分散しているため効率が上がらない。
- ・畦畔の管理を負担に感じている農家が多い。
- ・土地改良実施地であっても、畑地化により耕作放棄地が増えてきている。

【地域の基礎的データ(2020農林業センサス)】
農業者:68人(うち60歳未満13人)、団体経営体(法人・集落営農組織等)0経営体

(2) 地域における農業の将来の在り方

担い手やその他の規模拡大志向農業者に農地の集積・集約を進め、他の地域からの担い手の参入や新規就農者の育成を推進することで、地域全体の営農を継続する。

- ・集落営農組織での共同作業や農業法人による大規模経営を進め、収益が向上できる生産環境をつくる。
- ・若手農家の育成を地域で行う。
- ・新たな作物の産地化。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	186 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	186 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

市街化調整区域内の農地を農業上の利用が行われる区域とする。ただし、耕作の継続が難しい農地や、畑地等は今後検討とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
・関係機関と協力し、農地の集積集約を進める。 ・◎農地を集約化し、参入する法人にあっせんする。
(2)農地中間管理機構の活用方針
・農家の利便性向上を働きかけていく。 ・耕作放棄地等の集約を、農地中間管理機構が主体となって進めるよう働きかけていく。 ・営農集団や法人を組織し、機構を活用して農地を集積する。 ・機構集積協力金を活用し、農地を集積集約する。
(3)基盤整備事業への取組方針
・耕作放棄地が問題となっているため、基盤整備事業を速やかに実施し、集積を進める。 ・◎耕作放棄地解消の補助事業を要望していく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
・後継者の育成、技術指導を行い、新規就農しやすい地域をつくる。 ・広域で夢を見られる農業のあり方を考えていく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
・特になし

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携	<input checked="" type="checkbox"/> ⑩その他
【選択した上記の取組方針】				
①☆鳥獣害対策の補助事業拡充を働きかける。 ⑧ライスセンターが遠く、適切な配置を働きかける。 ⑩花いっぱい運動を推進する。				